



「租税特別措置」の公平性、中立性をチェック！

平成29年度も折り返しを迎えようとしています。国のスケジュールでは、既に来年度の予算編成や税制の検討が行われています。特に、税制については国民の皆さんに説明できる中立性、公平性、簡素性が求められます。今号では、税制の特例措置である「租税特別措置」について、先の通常国会での質疑を紹介させていただきます。(以下、5月22日参議院決算委員会 会議録抄録)

○行田邦子: 租税特別措置(租特)は、国の特定の政策目的を実現するために税を軽減するという特例の措置。うまく使えば非常に良い政策だが、やはり透明性が重要。

何点か個別の租特について伺う。まず「所得拡大促進税制」について。労働者の賃金アップの呼び水効果が高く、中小企業にも広く使われており優れた租特だと思うが、租特がなくても本来なら賃上げがなされるのが健全であり望ましい姿である。また、効果のある租特ほど出口を見出していくのが大変であるが、税の特例措置である以上、常に出口を見付けていかなければいけない。出口戦略について大臣の見解は？



○麻生財務大臣: 所得拡大促進税制は、いろいろ御批判はあったが思い切った税制改革をやらせていただいた。この税制

を開始してから3年間連続してベースアップという言葉が久しぶりに出てくるほどになり、それなりの効果があったと思っている。ただ、これは例外的な特別措置であり、29年度末

には期限を迎える。来年度の税制改正に向けて、企業における賃上げの動向や内部留保の状況をいろいろ見て今後検討していきたい。

○行田邦子: 効果が高いものほどやめるのは難しいので、これまでの効果をよく検証していただきたい。

次に、「障害者を雇用する場合の機械等の割増し償却」について。達成しようとする政策目的は大切であり、そのために租税特別措置を使うことを否定しないが、実績を見ると問題がある。平成27年度の実績は、適用件数は39件、法人税の適用額は約8億円だが、適用額の97.7%が上位10社で占められていて、さらに、一連結法人だけで92.5%を占めている。余りにも特定の企業に偏り過ぎではないか。

○厚生労働省局長: 適用額が一部の企業に偏っていた要因として、障害者が使用しない資産も含めて割増し償却の対象としていたこと等が考えられたため、平成28年度から、割増し償却の対象となる資産について見直しを行い、適用額の適正化を図っている。

○行田邦子: 平成28年度の実績はまだ出ていないが、平成27年度の実績を見ると、制度設計に問題があることを指摘しておきたい。

租税特別措置による平成27年度の税の減収は大体7兆円程度という大きい額になっている。法人税の租税特別措置は租特透明化

法の対象になっており、税の減収見込み額は予算審議の時期に国会に提出されるが、所得税など法人税関係以外については決算が出ていない。厳密に言うと今の税の徴収制度では物理的に出せないことは理解するが、せめて予算の審査をするシーズンに、減収見込み額を出すべき。平成29年度はもう始まっているが、法人税関係以外の租特の減収見込みは出ていない。いつ出るのか。

○財務省局長：法人税関係以外の租特による増減収見込額、申告時に適用額明細書の提出を求めている法人とは異なり、試算に必要な個人の所得税の申告に係るデータや、地方自治体の税務データ等、集計に時間を要するものも多数あり、租特の増減収見込額をお示しすることに時間が掛かることを御理解い

ただきたい。平成29年度の法人税以外の租特の増減収見込額については、現在、鋭意試算作業を行っており、作業が終了次第提出させていただく。

○行田邦子：国民にしっかり説明ができる情報開示、また国会でしっかりと審議ができる情報提供をしていただきたい。

租税特別措置は政策目的を達成するための有効な手段と考えますが、これによって、本来お納め頂くはずの国税7兆円、地方税1兆円が税込減となっています。税の軽減効果が出ているのか、一部の企業に偏りが生じていないか、国民の皆さんに説明が出来るものなのか、引き続きチェックをしてまいります。

参議院議員 こうだ邦子

こうだ邦子後援会連合会 会員募集

こうだ邦子の活動を応援して下さる後援会員を募集しております！

《こうだ邦子国会レポートなど各種通信物や催し物のご案内をお届けいたします》

年会費 2,000円

【維持・特別会員もあわせて募集してます】

寄付金：特別会員（年間）20,000円 維持会員（年間）120,000円

※後援会年会費2,000円を含みます。※政治資金規正法上、ご寄付は日本国籍をゆうしている方に限られます
※個人でのご寄付は所得控除の対象となります。※ご寄付は「行和会」でお受けいたします

ご入会頂ける方はこうだ邦子事務所までご連絡ください



【こうだ邦子 プロフィール】

- 1965年9月8日、岩手県遠野市に生まれる
- 東京下町の小さな工務店で、住み込みの職人さんたちに囲まれて育つ
- ICU国際基督教大学卒業（写真部部长、ロックバンドのドラム担当）
- 電通など民間企業に18年間勤務（2度の転職や契約社員を経験）
- 2007年7月、参議院選挙（埼玉県選挙区）初当選、現在2期目
- 第186回国会 参議院消費者問題に関する特別委員会委員長
- 日本大学校友会埼玉県支部顧問

趣味：犬の写真集め、プロレス 好きなもの：焼き鳥を食べながら飲む日本酒
夫とともにさいたま市浦和区在住。 電車で国会に通勤中！

こうだ邦子事務所 E-mail: info@kouda-kuniko.com

【浦和事務所】

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂2-3-18 セキモトビル4F TEL048-815-8646/FAX048-815-8647

【東松山事務所】

〒355-0017 埼玉県東松山市松葉町1-13-5（松葉町郵便局隣り） TEL0493-59-9438/FAX0493-59-9439

【国会事務所】

〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館614号室 TEL03-6550-0614/FAX03-6551-0614